第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	アスク高津保育園
経営主体(法人等)	株式会社 日本保育サービス
対象サービス	保育所
事業所住所	213-0001川崎市高津区溝口 6-23-16 1F
設立年月日	平成20年4月1日
評価実施期間	平成25年8月~11月
公表年月	平成26年5月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

総合評価(優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等)

<園の概要・特徴>

1. 立地

アスク高津保育園は田園都市線高津駅から北へ徒歩13分のところにあります。

国道246に面した鉄筋コンクリートつくりの5階建てのマンション1階にあり、周辺には住宅・マンションなどが多く、徒歩5分程度の近傍には小学校・中学校・公立保育園があります。また、徒歩10分程度のところには公園が2つあり、その近くには小川も流れています。

2. 特徴

当園の目標は「心も身体も元気な子」です。定員は30名、1歳~5歳児までを対象にしており、通常は、1~2歳児クラス、3~5歳児クラスに分けて合同保育をしています。

なお、園庭はありませんがマンション入り口のテラス部分を園庭代わりにして使用しています。

<特に優れている点>

1、スムースな就学に向けた保護者への配慮と近隣保育園との頻繁な交流が行われています

担当職員が小学校との連携を図るため公開授業や懇談会などに参加し幼保小連携に努めるとともに、園長は年4回の「園長・校長連絡会」で情報を収集し、得られた情報を保護者に書面などで提供しています。また、近隣の保育園と夏のプール・各種イベントへの参加などで頻繁に交流しており(週1回以上)、年長児の小学校入学後の友達作りに役立てています。

2、幼児が午睡後の乳児の衣服の着脱のお手伝いをするなど異年齢交流が盛んです

子どもに関するサービスは指導計画に基づき実施されており、本園では1~2歳児のクラス(乳児クラスと呼称)と3~5歳児のクラス(幼児クラスと呼称)に分かれて合同保育されています。そして、幼児が午睡後の乳児の衣服のお着かえの手伝いをするなどにより、単に乳児・幼児の異年齢交流だけでなく、優しさや協調の心を養う場ともなっています。

3、園内研修推進による人材の育成が進められています

25年度より園内研修が実施されていますが、職員が自由に決めたテーマについて職員同士が話し合いを行う研鑚の場となっています。また、その成果は年度末に系列園が集まり、各園ごとに発表することになっており、他園の状況も知ることができ相互啓発が期待できま

す。園長は計画された研修に職員が参加できるよう配慮し、職員の資質向上を積極的に支援 しています。

く改善を期待したい点>

1、第三者委員の早期設置と外部の相談窓口の紹介が望まれます

相談窓口としては、設置法人の窓口と.園の受付窓口(受付は担任、相談解決責任者は園長)を掲げていますが、第三者委員が空席で、川崎市(子ども本部保育課)に相談中です。第三者委員の早期選定が望まれます。

また、保護者に対して区役所など外部の相談窓口を紹介することが望まれます。

2、事業計画推進体制の充実が望まれます

事業計画の策定・活動実施・実施状況の把握・評価を行う推進体制が明確ではありません。 全職員が参加する組織的な活動となることを期待します。また、事業計画は保護者にも説明・周知されることが望まれます。

評価領域ごとの特記事項

・理念や基本方針・園目標には子どもを尊重した保育サービスの提供を唱っています。また、子どもを尊重したサービスの提供が保育課程・指導計画ならびに各種マニュアルに反映されています。子どもや保護者のプライバシー保護については「個人情報保護マニュアル」・「保育園業務マニュアル」に規定し実施しています。また、入社時の研修の他各種研修・指導で徹底されており、年1回マニュアルの読み合

1.人権の尊重

わせも実施しています。
・朝の受け入れ時や午睡前後に視診をしており、傷などを見つけた際には保護者に確認し園長に報告するなど「虐待対応マニュアル」に基づき対応しています。また、職員会議では、日々の保育の振り返りや系列園での事例を基に「虐待の防止・早期発見のための取り組み」について話し合いを行っています。

2.意向の尊重と自 立生活への支援に 向けたサービス提 供

- 保護者役員会が毎月開催され、園長は保護者からの意見を聴取しています。 行事毎に担当者を決め、利用者アンケートを実施・集約し、結果について は園内に掲示するとともに、職員会議で反省を行い次回の行事に反映させ ています。保護者や子どもにより満足してもらえる園となるよう取り組ん でいます。
- ・保護者会「おひさまかい」が組織されており、ご意見箱や保護者会役員を 通して要望を受けるようになっています。また、個人面談や懇談会がそれ ぞれ年2回開催されており、そこで保護者の考え・提案などを直接把握し ています。
- 日常の保育は幼児教育プログラムを活用した、年齢に応じた保育が行われています。子どもの発達にともなう興味・関心に合わせた遊具や絵本そして素材を揃え、子どもが自分のやりたい遊びができる環境にしています。
 季節に応じた行事が行なわれ、子どもの生活に変化と潤いを持たせ、文化に関心を持たせる工夫をしています。
- ・手洗い・歯磨き・うがいは勿論のこと、公園への散歩の際には交通ルールの説明をし、年に1度警察署の交通安全指導を受けるなど、身の回りの危険や感染症などについての予防・防止の取り組みを子どもとともに行っています。とくに、年齢が高くなるとともに活動が活発化し行動範囲や活動形態が変化することから、公園内やテラス室内での遊び方や遊具の危険に

	ついて伝えています。
3.サービスマネジ メントシステムの 確立	 設置法人作成の「保育園業務マニュアル」にサービスの基本事項・手順が明確にされています。職員は入社後「保育園業務マニュアル」の研修を受けるとともに、年1回実施するマニュアルの読み合わせで周知徹底を図っています。マニュアルには子ども尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されています。また、月1回、設置法人企画部門が書類監査を、内部監査部門が実施状況の監査を行っています。 ・苦情解決の仕組みは、入園説明会時に重要事項説明書により説明しています。行事ごとにアンケートを実施し、その中で自由記入欄に保護者からの日頃の思っていることを書いてもらう工夫があります。「クレーム」対応結果は、保護者にプライバシーを尊重した扱いでフィードバックしています。 ・「災害・地震・落雷が発生した場合のマニュアル」「危険防止マニュアル」「危機管理マニュアル」「安全管理マニュアル」「安全環境整備マニュアル」「危機管理マニュアル」などが整備され職員に周知されています。また、緊急時の対応については「保育園業務マニュアル」などに規定されており、園長はマニュアルの読み合わせによりその徹底を図っています。小規模園のため日々の安全は全職員が対応していますが、系列保育園から1名ずつ安全委員を出し月に1回安全について話し合う場を持っており、話し合った結果を自園に持ち帰り、他の職員へフィードバックするとともに自園の改善に反映しています。
4.地域との交流・連携	 高津区の幼保小連携会議に参加し、地域の福祉ニーズを収集するとともに、 園の内覧会時には育児相談を行っています。なお、育児相談などに、地域 の参加を呼びかけることが期待されます。 自治会には未加入で地域活動は今後の課題となっていますが、「ボランティア受入れマニュアル」があり、受入れの基本姿勢は明確になっています。 マニュアルにはボランティア受入れ時の事前説明や守秘義務等の誓約書の提出等が記載され、24年度は川崎市のボラナビに登録し、ボランティアの受け入れをしています。 高津区の幼保小連携会議に園長と年長児担当職員が参加しています。幼保小連携会議の活動として小学生との交流会があり、参加しています。 近隣の保育園との間で年長児の交流を頻繁に行っており小学校に入学する際の友だち作りにもなっています。また、川崎市主催の「保育まつり」に参加し、次期1年生間の交流も行っています。
・園長は職務分担表を事務所に掲示して、役割と責任を明確にもに、園の保育の質の現状について、職員が週・月・期毎に計画の評価・反省を定期的に確認し指導しています。また、職員会議では他園での事例などを話し合い、必要に応実践、指導をしています。・理念・基本方針は園のパンフレットや入園のご案内(「重要およびホームページに記載するとともに、園内にも掲示し、す。なお、理念・基本方針は法人の使命や考え方を分かりやおり、職員の行動規範にもなっています。理念・基本方針については、職員は入社時に設置法人の研修すが、さらに入社時に配布される資料にも記載されており理ます。園長は理念・基本方針に基づく実践テーマとして中・長期事事業計画を作成しており、また、半期毎に理念・基本方針の	

全職員との話し合いの場を持っています。

サービスのコスト分析は、園からの状況報告により、設置法人が行っています。設置法人の経営分析による改善策は、全社的な経費削減活動として取り組んでおり、エコ対策として不必要時の電気の消灯の徹底を職員全員で取り組んでいます。

また、園長は「園長・校長連絡会」に、園長・担当職員は高津区内の幼保 小連携の会合に出席し、社会福祉事業全体の動向・保育事業の動向などを 把握するとともに、園の情報を積極的に開示しています。

・設置法人は「保育士人材育成ビジョン」「保育士の求められる役割・能力」 により職員に求められる知識・専門性を明示しており、職員研修には階層 別研修と自由選択研修があります。

職員は自ら「個別研修計画」を作成し、園長は職員が必要な研修を受講するように指導しています。なお、階層別研修は保育の経験年数や役職により研修内容が決められており、園長は計画された研修に職員が参加できように配慮しています。

職員は半期毎に研修結果の評価・反省を行い、園長のアドバイスのもと次期の研修計画に反映しています。

6.職員の資質向上 の促進

・職員は年3回自己査定を行い、その結果をもとに園長・エリアマネジャーと面接し査定を受けます。その結果で賃金・昇進・昇格が決定されますが、査定結果は園長・エリアマネジャーより本人にフィードバックされています。なお、職員は査定の時に自由選択研修受講状況を基に意欲を評価されています。

また、園長は職員との個別面談を年2回定期的に行い、個別の要望・希望を確認するとともに、職員の休暇は半月毎、時間外労働と有給休暇の消化率は1か月毎に確認しています。必要があれば、園長は職員の配置や増員について設置法人と検討しています。

なお、職員は、年に1度メンタルヘルスチェックを受け自己の分析助言を 受けることが出来るとともに、産業医やケア専門職に相談が出来る体制に あります。

・設置法人の「実習生受け入れガイドライン」に基づき、事前説明、オリエンテーション、学校との覚書の取り交わしを行っています。実習は学校の要請に合わせ、実習時間に対応したプログラムで行っています。

〔川崎市福祉サービス第三者評価結果報告様式〕 (認可保育所版)

対象事業所名(定員)	アスク高津保育園(30人)
経営主体(法人等)	株式会社 日本保育サービス
対象サービス	保育所
事業所住所	〒213-0001 川崎市高津区溝口6-23-16-1F
事業所連絡先	044-829-4110
評価実施期間	平成25年8月~平成25年11月
評価機関名	ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

郵価宝施シート	
評価実施シート (管理者層合議用)	評価実施期間
	平成25年8月5日~平成25年9月17日
	(評価方法)
	・園長と職員一名が合議のうえ作成した。
評価実施シート (職員用)	評価実施期間
	平成25年8月5日~平成25年9月17日
	(評価方法)
	・職員一人ひとりが評価実施シートに記入したものを、無記名・ 密封した状態で評価機関が回収した。
利用者調査	配付日)平成25年8月25日
	回収日)平成25年9月10日
	(実施方法)
	・保育園よりアンケート用紙、回収用封筒を全保護者に渡し、保育園に設置した回収箱で、密封、無記名で回収した。
評価調査者による 訪問調査	評価実施期間(実施日)/平成25年10月17・24日
	(調査方法)
	・2名の調査員が2日間、園を訪問し、現場観察・書類確認・職員の面接ヒアリング(園長ほか職員2名)および子どもの観察を行った。ほかに、事務局担当者が1日目に訪問し、書類確認を行って調査員を支援した。
	評価実施期間(実施日)/平成25年10月17・24日
評価調査者による	(調査方法)
訪問調査	•17日:事務局1名、調査員2名で園内観察・園長ヒヤリング
	・ 24日:調査員2名で園内観察・園長ヒヤリング
訪問調査	(調査方法) ・2名の調査員が2日間、園を訪問し、現場観察・書類確認・ 員の面接ヒアリング(園長ほか職員2名) および子どもの観察 行った。ほかに、事務局担当者が1日目に訪問し、書類確認 行って調査員を支援した。 評価実施期間(実施日)/平成25年10月17・24日 (調査方法) ・17日:事務局1名、調査員2名で園内観察・園長ヒヤリンク

「総合評価]

<施設の概要・特徴>

【立地】

アスク高津保育園は田園都市線高津駅から北へ徒歩13分のところにあります。 国道246に面した鉄筋コンクリートつくりの5階建てのマンション1階にあり、周辺には住宅・マンションなどが多く、徒歩5分程度の近傍には小学校・中学校・公立保育園があります。また、徒歩10分程度のところには公園が2つあり、その近くには小川も流れています。

【特徴】

当園の目標は「心も身体も元気な子」です。定員は30名、1歳~5歳児までを対象にしており、通常は、1~2歳児クラス、3~5歳児クラスに分けて合同保育をしています。なお、園庭はありませんがマンション入り口のテラス部分を園庭代わりにして使用しています。

「全体の評価講評]

<特によいと思う点>

1、スムースな就学に向けた保護者への配慮と近隣保育園との頻繁な交流が行われています 担当職員が小学校との連携を図るため公開授業や懇談会などに参加し幼保小連携に努めると ともに、園長は年4回の「園長・校長連絡会」で情報を収集し、得られた情報を保護者に会議 の場・書面などで提供しています。また、近隣の保育園と夏のプール・各種イベントへの参加 などで頻繁に交流しており(年間を通して週1回以上)、年長児の小学校入学後の友達作りに役 立てています。

2、幼児が午睡後の乳児のお着かえの手伝いをするなど異年齢交流が盛んです

子どもに関するサービスは指導計画に基づき実施されており、本園では1~2歳児のクラス (乳児クラスと呼称)と3~5歳児のクラス(幼児クラスと呼称)に分かれて合同保育されて います。そして、幼児が午睡後の乳児の衣服のお着かえの手伝いをするなどにより、単に乳児 ・幼児の異年齢交流だけでなく、優しさや協調の心を養う場ともなっています。

3、園内研修推進による人材の育成が進められています

25年度より園内研修が実施されていますが、職員が自由に決めたテーマについて職員同士が話し合いを行う研鑽の場となっています。また、その成果は年度末に系列園が集まり、各園ごとに発表することになっており、他園の状況も知ることができ相互啓発が期待できます。園長は計画された研修に職員が参加できるよう配慮し、職員の資質向上を積極的に支援しています。

くさらなる改善が望まれる点>

1、第三者委員の早期設置と外部の相談窓口の紹介が望まれます

相談窓口としては、設置法人の窓口と.園の受付窓口(受付は担任職員、相談解決責任者は園長)を掲げていますが、第三者委員が空席で川崎市(子ども本部保育課)に相談中です。第三者委員の早期選定が望まれます。

また、保護者に対して区役所など外部の相談窓口を紹介することが望まれます。

2、事業計画推進体制の充実が望まれます

事業計画は策定されていますが、事業計画の策定・活動実施・実施状況の把握・評価を行う 推進体制が明確ではありません。全職員が参加する組織的な活動となることを期待します。 また、事業計画は保護者にも説明・周知されることが望まれます。

共通評価領域

1 サービスマネジメントシステムの確立

〈特に良いと思われる点〉

- ・担当職員が小学校との連携を図るため公開授業や懇談会などに参加し幼保小連携に努めるとともに、園長は年4回の「園長・校長連絡会」で情報を収集し、得られた情報を保護者に書面などで提供しています。近隣の保育園と夏のプール・各種イベントへの参加などで頻繁に交流しており(年間を通して週1回以上)、年長児の小学校入学後の友達作りに役立てています。
- 設置法人作成の「保育園業務マニュアル」にサービスの基本事項・手順が明確にされていますが、職員 は入社後その研修を受けるとともに、園長指示によるマニュアルの読み合わせを年1回実施し周知徹底 が図られています。

評価分類

(1) サービスの開始・終了時の対応が適切に行われている。

Α

- ホームページやパンフレットで保育園の紹介や行事内容を公開しています。
- ・入園前には説明会を開催し「重要事項説明書」を配布し保護者に分かり易く説明するとともに、 外国籍の方には個別対応するなど配意しています。また、「児童家庭調査票」・「健康調査票」 ・「緊急時引渡票」などへの記入・提出を依頼し、サービスを開始しています。
- ・個別面談では「慣れ保育」(「慣らし保育」)を勧めており、子どもの状況に応じて特定の職員が 担当するようにもしています。また、乳児クラスにおいては「連絡ノート」を活用し家庭と密なる 連携を図っています。
- ・担当職員が小学校との連携を図るため公開授業や懇談会などに参加し幼保小連携に努めるとともに、園長は年4回の「園長・校長連絡会」で情報を収集し、情報を保護者に書面などで提供しています。また、近隣の保育園との交流を図り、夏のプール・各種イベントへの参加などで交流する活動も行っており、小学校入学後の友達作りに役立てています。

「児童保育要録」は担当職員が作成し、園長名で小学校に提出されています。提出前には保護者の 了解を得ています。

評值	評価項目	
1	保護者等(利用希望者を含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	0
2	サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	0
3	サービス利用開始後に、子どもの不安やストレスが軽減されるような支援を行っている。	0
4	就学がスムーズに行われるよう、保育の方法や保護者とのかかわりに配慮されている。	0

評価分類		
(2) 手順を定め、	その手順に従ったアセスメントを行い、	サービス実施計画を策
定している。		

- 入園時と毎年1回年度初めに園が定めた「家庭調査票」に記入してもらい、家庭環境の把握をしています。また、1歳児は毎月、2歳児以降は3カ月に1度「児童票」の記入と共に見直しを行っています。1・2歳児は全員の「個別指導計画」を作成しており、3歳児以上については気になる子 ついて「個別指導計画」を作成し対応しています。
- 「年間指導計画」は「保育課程」を基に担任職員が作成し園長が承認しています。担任職員は「年
- 間指導計画」から「月間指導計画」「週案」を作成し園長の承認を得ています。 ・指導計画の策定・見直しは「保育園業務マニュアル」に基すき実施し、保護者には懇談会で今年の 計画と前年度の振り返りを説明しています。

「年間指導計画」から「月間指導計画」「週案」を作成していますが変更時には赤ペンで訂正し職 員に周知しています。また「年間指導計画」「月間指導計画」「週案」については夫々期末に評価 反省し次期に反映することになっており、必要に応じて随時変更する仕組みを持っています。

評估	評価項目	
1	手順を定め、その手順に従ってアセスメントを行っている。	0
2	指導計画を適正に策定している。	0
3	状況に応じてサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	0

評価分類 (3) サービス実施の記録が適切に行われている。

Α

- 「年間指導計画」「月間指導計画」「週案」が作成されており期ごとに評価反省され次期に反映さ れています。「週案」では日々に保育内容に変更があれば赤字で修正し確認記録しています また、記録する職員で記録の内容や書き方に差異が生じないように階層別研修が行われており、1 年目の職員には先輩が指導しています。
- 子どもに関する記録の管理責任者は園長で、記録の保管・保存・廃棄に関しては「保育園業務マニ コアル」に規定されており、児童票などの個人情報は鍵付の棚に入れ施錠管理しています。情報の開示を求められた場合には「保育園業務マニュアル」に基すき対応しています。職員に対しては研修が行われ、職員は個人情報保護法を理解し、遵守しています。 日々の子どもの状況をどは「理解ノート」や「視診表」で職員が把握できるようになっています。
- また、職員会議は月1回以上開催されており情報共有の場となっています。 職員会議後、気になる子どもについてのケース会議が開催されており、設置法人の発達相談員や栄 養士との情報共有にも努めています。

評位	評価項目	
1	子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	0
2	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	0
3	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有している。	0

評価分類 (4)提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	А
 設置法人作成の「保育園業務マニュアル」にサービスの基本事項・手順が明確にされています 員は入社後「保育園業務マニュアル」の研修を受けるとともに、年1回実施するマニュアルの 合わせで周知徹底を図っています。マニュアルには子ども尊重やプライバシー保護の姿勢が明れています。また、月1回、設置法人企画部門が書類監査を、内部監査部門が実施状況の監査っています。 設置法人で年1回マニュアルの見直しを行っています。 見直しの際には、職員や保護者の意見を含めて、各園から意見を出すことになっています。 	の読み 明示さ
評価項目	実施の 可否
① 提供するサービスについて、標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	0
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	0
評価分類 (5)利用者の安全を確保するための取組が行われている。	А
緊急時の対応については「保育園業務マニュアル」に規定されており、園長はマニュアルの記むけたといるの徴度を図っています。小規模圏のため日内の安全は会職員が対応しています。小規模圏のため日内の安全は会職員が対応しています。	

わせなどによりその徹底を図っています。小規模園のため日々の安全は全職員が対応していますが、系列保育園から1名ずつ安全委員を出し月に1回安全について話し合う場を持っており、話し合った結果を自園に持ち帰り、他の職員へフィードバックし、また自園の改善に反映しています。・3カ月に1回系列保育園同士で安全チェックを行い危険個所などの摘出を行い必要な対策を講じています。火災・地震を想定した消防訓練(避難・消火・通報)を毎月実施しています。子ども・職員の安否確認には「災害用伝言板サービス」を導入しており、食料や備品類などの備蓄補充が定期かになった。

的になされています。

安全委員会で安全を脅かす事例の収集・情報交換を行っており、収集した事例・情報は園に持ち帰り職員に内容のフィードバックをし、全員で対策を講じています。職員は階層別研修でリスクマネ ージメントの研修を全員が受けています。

評価項目		実施の 可否
1	緊急時(事故、感染症の発生時など)における子どもの安全確保のための体制が整備されている。	
2	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	0
3	子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	0

共通評価領域

人権の尊重

〈特に良いと思われる点〉

- ・ 当園では1・2歳児と3・4・5歳児は通常は夫々合同保育の形態となっていることもあり、自由遊び の際は多数決で遊びを決めています。とくに、幼児クラスでは活動の内容を子ども同士で話し合って決めたり、行事の取り組みを子どもと一緒に決めています。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮については入社時の研修などで繰り返し研修しています 昨年は外国籍の子どもが4人いましたが(トルコ・アメリカ・韓国・フィリッピン)、外国籍の子ども にも配慮し、国旗・肌の色・宗教食などのお話をして国籍の違いを認め異文化を伝えています。

評価分類

(1) サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重してい

Α

- ・自由遊びの際は多数決で遊びを決めています。とくに幼児クラスでは活動の内容を子ども同士で話し合ったり、行事の取り組みを子どもと一緒に決めています。
- ・理念や基本方針・園目標には子どもを尊重した保育サービスの提供を唱っており、子どもを 尊重したサービスの提供が保育課程・指導計画ならびに各種マニュアルに反映されていま す。子どもの尊重や基本的人権への配慮については入社時の研修などで繰り返し研修してい ますが、昨年は外国籍の子どもが4人いましたが(トルコ・アメリカ・韓国・フィリッピン) 国旗・肌の色・宗教食などのお話をして国籍の違いを認め異文化を伝えています。
- 朝の受け入れ時や午睡前後に視診をしており、傷などを見つけた際には保護者に確認し園長 に報告するなど「虐待対応マニュアル」に基ずき対応しています。また、職員会議では、日々の保育の振り返りや系列園での事例を基に「虐待の防止・早期発見のための取り組み」に ついて話し合いを行っています。

評価項目		実施の 可否
1	日常の保育にあたっては、個人の意思を尊重している。	0
2	子どもを尊重したサービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	0
3	虐待の防止・早期発見のための取組を行っている。	0

評価分類

(2) 利用者のプライバシー保護を徹底している。

Α

子どもや保護者のプライバシー保護については「個人情報保護マニュアル」・「保育園業務マニュアル」に規定し実施しています。 子どもや保護者のプライバシー保護については入社時の研修の他各種研修・指導で徹底され

ており、年1回マニュアルの読み合わせも実施しています。

子どもや保護者に関する情報を外部とやり取りする必要が生じた場合の対応については、入 園時には「重要事項説明書」に明記し説明するとともに、「児童保育要録」提出の際には「 懇談会」で事前に保護者に説明し同意を得ています。

1・2歳児と3・4・5歳児は通常は夫々合同保育の形態となっていますが、職員は子ども を呼び捨てにすることなく、威圧的な言葉もせず穏やかに話しかけています。

ただ、担任に叱られている時や泣いているのを見られたくない時にはスペースが無く配慮で きない場合があります。また、子供用のトイレは1か所だけで1~5歳児が共用しているの で、羞恥心に配慮することが必ずしもできない場合もあります。

評位	評価項目	
1	子どもや保護者に関する情報(事項)を外部とやりとりする必要が生じた場合には、利用者の同意を得るようにしている。	0
2	利用者の気持ちに配慮した支援を行っている。	0

共通評価領域

3 意向の尊重と自律生活への支援に向けたサービス提供

〈特に良いと思われる点〉

- ・職員の提案から始めた、幼児が午睡後の乳児の衣服の着脱のお手伝いをすることは、乳児・幼児が一緒に過ごすことによる異年齢の交流の場になるとともに、協調の心を養う場となっています。 朝の会、お帰りの会の自由時間には遊びごとにマットで島をつくり、子どもたちは自分の好きな島で友だちと一緒に遊んでおり、職員はお互いを認め合い、尊重する心が育つように支援しています。
- 日常の保育は幼児教育プログラムを活用した、年齢に応じた保育が行われています。子どもの発達にともなう興味・関心に合わせた遊具や絵本そして素材を揃え、子どもが自分のやりたい遊びができる環境にしています。また七夕・お餅つき・節分・ひなまつりなどの季節に応じた行事や、運動会、親子遠足、親子クッキング、親子リトミックなどの行事が行われ、子どもの生活に変化と潤いを持たせたり、文化に関心を持たせる工夫をしています。

〈さらなる改善が望まれる点〉

・相談窓口としては、設置法人の窓口、園の受付窓口(受付は担任、相談解決責任者は園長)としていますが、第三者委員が空席で、川崎市(子ども本部保育課)に相談中です。第三者委員の早期選定が望まれます。

また、保護者に対して区役所など外部の相談窓口を紹介することが望まれます。

評価分類

(1) 利用者の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる。

- 懇談会、個人面談の定期的な実施や「ご意見箱」から保護者の意向を把握するようにしています。 幼児クラスは当番制を実施し「お当番を頑張ります」の挨拶の様子から、意欲的な様子を観察した り、日々の会話や表情から汲み取った子供の気持ちを職員会議で話合っています。
- ・保護者役員会が毎月開催され、園長は保護者からの意見を聴取しています。行事毎に担当者を決め、利用者アンケートを実施・集約し、結果については園内に掲示するとともに、職員会議で反省をし次回の行事に反映させるようにして、保護者や子どもてちがより満足できる園となるように取り組んでいます。

評価	西項目	実施の 可否
1	利用者満足の把握に向けた仕組みを整備している。	0
2	利用者満足の向上に向けた仕組みを整備し、サービス向上に取り組んでいる。	0

評	ďΠ			苩
		丆	1 -	

(2) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

В

- ・苦情・相談窓口は毎月の「園だより」で設置法人の連絡先を記載、また園内の玄関に掲示をし明確にしています。相談場所はその時の園の状況により、相談や意見を述べやすい場所を工夫しています。園内での苦情窓口は担任職員、相談解決責任者は園長としていますが、第3者委員は現在空席で、川崎市(子ども支援本部保育課)に相談中です。
- 苦情解決の仕組みは、入園説明会時に重要事項説明書により説明しています。行事ごとにアンケートを実施し、その中で自由記入欄に保護者からの日頃思っていることを書いてもらうような工夫があります。「クレーム」対応結果は、保護者にプライバシーを尊重した扱いでフィードバックしています。
- ・保護者からの意見は、園長が速やかに保育や行事に反映するように指示しています。

〈コメント・提言〉

・ 第三者委員の早期選定が望まれます。

評価項目		実施の 可否
1	子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備している。	0
2	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	•
3	子どもからの意見等に対して迅速に対応している。	0

評価分類

(3) 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた援助を行っている。

- ・朝の会、お帰りの会の自由時間には遊びごとにマットで島をつくり、子どもたちは自分の好きな島(遊び)で友だちと共同して遊んでいます。園での子どもの生活は1・2歳児(乳児)と3・4・ 5歳児(幼児)での異年齢保育をしています。
- 日常の保育は幼児教育プログラムを活用した年齢に応じた保育が行われています。子どもの発達にともなう興味・関心に合わせた遊具や絵本そして素材を揃え、子どもが自分のやりたい遊びができる環境にしています。季節に応じた行事が行なわれ、子どもの生活に変化と潤いを持たせたり、文化に関心を持たせる工夫をしています。
- ・特別の配慮を必要とする子どもの個人面談には園長と担当職員とが対応し、保護者と連携した保育をしています。また設置法人の発達支援チームの指導による保育をしています。

評值	西項目	実施の 可否
1	子ども一人ひとりを受容し、その発達の過程や生活環境などの理解を深めて働きかけや援助が行われている。	0
2	様々な人間関係や友達との協同的な体験ができ、生活が豊かになるような環境が 整備されている。	0
3	子どもが主体的に活動し、自分を表現し、他者の表現を受け入れる力が育つように支援している。	0
4	特別の配慮が必要な子ども(障害のある子どもを含む)の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように援助している。	0

共通評価領域

4 サービスの適切な実施

〈特に良いと思われる点〉

- 子ども一人ひとりの一日の様子の中で保護者に伝える必要のある事を赤色で記入した「視診表」を基に 引き継ぎを実施するとともに、「視診表」に記入された赤字の内容を保護者に伝え、必ずチェックし伝 達漏れがないことを確認しています。なお、子どもの午睡中に子どもの様子を伝え合って職員全員が保 護者に周知できるようにしています。
- 保護者会「おひさまかい」が組織されており、ご意見箱や保護者会役員を通して要望を受けるようになっています。また、個人面談や懇談会がそれぞれ年2回開催されており、そこで保護者の考え・提案などを直接把握しています。

なお、行事後に収集しているアンケートの下記欄にも保護者の意見を記入・提起できるようにもなって います。

 年に1度保護者に対し試食会を実施し、その中で食事に関する話をしたり資料を配布し、食育に関した 交流を図っています。また、保護者には毎月「給食だより」を発行するとともに、クッキング保育の一 環として、親子クッキングを取り入れ実施しています。なお、日々の給食の見本とともに食材の産地を 掲示し、食に関する保護者との交流に努めています。

亚価分類

(1) 家庭と保育所の生活の連続性を意識して保育を行っている。

- ・登園時には保護者から家庭での様子を聞き取り、職員は必要に応じて「視診表」に記入し担任職員に引き継いでいます。
- 基本的生活習慣の習得は子ども一人ひとりの発達に応じて進めています。園庭が無い事もあり、天気の良い日には戸外遊びを積極的に取り入れ、週に1度体操教室を取り入れています。
- 乳児クラスは、午前寝が必要な子どもには子どものその日の状況に合わせて対応しています。幼児についても生活リズムや体調を考慮し休息を取るようにしています。
- ・子ども一人ひとりの一日の様子の中で保護者に伝える必要のある事を赤色で記入した「視診表」を基に引き継ぎを実施するとともに、「視診表」に記入された赤字の内容を保護者に伝え、必ずチェックし伝達漏れがないことを確認しています。
- ・保護者会「おひさまかい」が組織されており、ご意見箱や保護者会役員を通して要望を受けるようになっています。また、個人面談や懇談会がそれぞれ年2回開催されており、そこで保護者の考え・提案などを直接把握しています。

評価項目		実施の 可否
1	登園時に家庭での子どもの様子を保護者に確認している。	0
2	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう支援 を行っている。	0
3	休息(昼寝も含む)の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している。	0
4	お迎え時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている。	0
⑤	保育所の保育に関して、保護者の考え方や提案を聴く機会を設けている。	0

評価分類 (2)保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	А
・当園では、通常でも1・2歳児10人が、3・4・5歳児19人が夫々合同保育されている 実態にあります。延長保育の際には、1~5歳までの子どもが一緒の部屋で過ごす事になる ので、子どもたちが長時間の保育でも楽しめるように特別なおもちゃ・あそび(日中は使わな い音の出るおもちゃやゆっくりと遊べる遊び)を取り入れています。また、乳児にはスキンシ ップを図るように努め1対1の関わりを多くとり入れています。 ・合同保育の際には、乳児・幼児夫々が遊べるようなおもちゃを揃えたり、保育士が仲立ちし 楽しい場を提供できるように努めています。	
評価項目	実施の 可否
(食育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている。	0
年齢の違う子どもとも楽しく遊べるような配慮をしている。	0
評価分類	
(3)子どもが楽しく安心して食べることができる食事を提供している。	Α
 ・給食は居室の一部に机・イスを設置し対応していますが、一人ひとりのスペースは十分確保されています。子どもは食事に意欲的で、楽しく話をし、積極的にお替りをしています。 ・毎月給食会議を開催し、日々の残食状況や子どもたちの食事の進み具合などを栄養士と一緒に話し合い、次月の献立表に反映しています。また、季節に合わせて毎月ランチメニュー(特別メニュー)を提供しています。 ・体調に応じて食事内容変更の対応をしています。また、宗教上食べられない食材がある子どもへの対応は、保護者・栄養士が面談し、除去食・代替食の対応をしています。なお、徹底的に放射能除去を希望する保護者には病院指示書に従った対応をしています。 ・年に1度保護者に対し試食会を実施し、その中で食事に関する話をしたり資料を配布し、食育に関した交流を図っています。また、保護者には毎月「給食だより」を発行するとともに、クッキング保育の一環として、親子クッキングを取り入れ実施しています。なお、日々の給食の見本とともに食材の産地を掲示し、食に関する保護者との交流に努めています。 	
評価項目	実施の 可否
子どもが楽しく、落ち着いて食事を取れるような雰囲気作りに配慮している。	0
② メニューや味付けなどに工夫をしている。	0
③ 子どもの体調や文化の違いに応じた食事(アレルギー対応を含む)を提供している。	0
保育所の食事に関する取組を保護者に対して伝える活動をしている。	0
評価分類 (4)子どもが心身の健康を維持できるよう支援を行っている。	А
 ・手洗い・歯磨き・うがいは勿論のこと、公園への散歩の際には交通ルールの説明をし、年に1度警察署の交通安全指導を受けるなど、身の回りの危険や感染症などについての予防・防止の取り組みを子どもとともに行っています。とくに、年齢が高くなるとともに活動が活発化し行動範囲や活動形態が変化することから、公園内やテラス室内での遊び方や遊具の危険について伝えています。 ・健康診断は毎月1回、歯科健診は年に1回実施しており、結果は全職員が確認しています。保護者には結果は「健康診断帳」で伝えられています。なお、歯科健診は年1回の実施なので事前に保護者からの質問を確認するようにしています。 ・入園時には、必ずSIDS対応として、園の午睡時のうつぶせ寝禁止についての徹底を保護者に説明するとともに、家庭でもうつぶせ寝をさせないようにお願いしています。感染症発症時の対応については「感染症対応マニュアル」に決められており、感染症発症時には直ちに掲示し、感染症についての内容や予防などを伝えています。 	

評価項目	実施の 可否
① けがや病気を防止するため、日頃から身の回りの危険について子どもに伝えている。	0
② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それぞれの保育に反映させている。	0
③ 保護者に対して感染症や乳児突然死症候群(SIDS)等に関する情報を提供し、予防に努めている。	0

く組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域

5 運営上の透明性の確保と継続性

〈特に良いと思われる点〉

- ・中・長期計画及び事業計画の作成を今年度よりスタートさせています。25年度の事業計画には「施設の環境」「テラスの環境」の改善をあげており、種々の改善がなされるとともに、テラスについては物置状態から遊べる状況にまで改善されています。
- ・園長は園の保育の質の現状について、職員が週・月・期毎に提出する指導計画の評価・反省を定期的に確認し指導しています。職員会議では他園での事例などを話し合い、必要に応じて園内での実践、指導をしています。また職員会議で職員と話し合い、不必要時の電気の消灯の徹底を図ったり、幼児が午睡後の乳児の衣服の着脱のお手伝いをするという職員からの提案の採用を決めたり、経営や業務の効率化や改善に積極的に参画しています。

〈さらなる改善が望まれる点〉

・事業計画の策定・活動実施・実施状況の把握・評価を行う推進体制が明確ではありません。全職員が参加する組織的な活動となることを期待します。なお、事業計画は保護者にも説明・周知されることが望まれます。また、第三者評価結果については、職員参加のもとで改善策や改善実施計画などを協議・記録して、園全体の課題として取り組むことが望まれます。

評価分類

(1) 事業所が目指していること(理念・基本方針)を明確化・周知している。

- ・理念・基本方針は園のパンフレットや入園のご案内(「重要事項説明書」)およびホームページに 記載しています。また園内にも掲示し、明示しています。理念・基本方針は法人の使命や考え方を 分かりやすく明示しています。また、職員の行動規範にもなっています。
- ・理念・基本方針について、職員は入社時に設置法人の研修を受けていますが、さらに入社時に配布される資料にも記載されており理解を深めています。園長は理念・基本方針に基づく具現化の実践テーマとして中・長期事業計画、年度事業計画を作成しています。園長は半期毎に理念・基本方針の再確認のため全職員との話し合いの場を作っています。
- ・理念・基本方針は園内に保護者が見やすいサイズ、場所に掲示し、見てもらう工夫をしています。 理念・基本方針は園のパンフレットや入園のご案内(「重要事項説明書」)に記載し、入園説明会 時に保護者に説明しています。

	5項目	実施の 可否
1	理念・基本方針を明示している。	0
2	理念・基本方針について、職員の理解が深まるような取組を行っている。	0
3	理念・基本方針について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取組を行っている。	0

	群

(2) 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる。

В

- ・今年度より中・長期計画を作成し、理念や基本方針に沿った目標を掲げています。園の現状分析から、課題や問題点を明確にし、3年間の具体的活動項目を設定しています。
- ・25年度事業計画は、中・長期計画の内容を反映した、具体的な活動計画となっています。
- ・事業計画の書式は実施状況を記入・評価する欄があり、前期・後期に分けて反省・改善点を記入することになっています。25年度の事業計画には「施設の環境」「テラスの環境」の改善をあげており、種々の改善がなされるとともに、テラスについては物置状態から遊べる状況にまで改善されています。しかし、実施状況の把握・評価は現時点では充分ではありません。

くコメント・提言>

・事業計画の実施状況の評価・見直しが必要です。策定した事業計画を職員へ周知することにより、 組織的改善の実行が期待されます。また、事業計画を保護者に説明し、周知することも望まれま す。

評価項目		実施の 可否
1	理念・基本方針の実現に向けた中・長期計画が策定されている。	0
2	中・長期計画を踏まえた年度単位の事業計画が策定されている。	0
3	事業計画の策定が組織的に行われている。	•
4	事業計画が職員に周知されている。	•
⑤	事業計画が保護者等に周知されている。	•

評価分類

(3) 管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている。

- ・園長は職務分担表を事務所に掲示して、役割と責任を明確に表明しています。
- ・園長は園の保育の質の現状について、職員が週・月・期毎に提出する指導計画の評価・反省を定期 的に確認し指導しています。職員会議では他園での事例などを話し合い、必要に応じて園内での実 践、指導をしています。
- ・園長は、設置法人の理念にある「職員が楽しく働けること」を実現するため、職員の働きやすい環境や教育環境の整備を行い、必要ならば設置法人に人員補充や適性配置をするように上申しています。園長は、職員会議で職員とエコ対策を話し合い、不必要時の電気の消灯の徹底を図ったり、幼児が午睡後の乳児の衣服の着脱のお手伝いをするという職員からの提案の採用を決めたり、経営や業務の効率化や改善に積極的に参画しています。

評価項目		実施の 可否
1	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	0
2	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	0
3	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	0

= 177	т	<i>,、</i>	포 포
≣Ψ′	mn.	ֹדוֹ	·举百

(4)質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

園としての自

R

- 第三者評価を毎年受診し、その過程で職員および園としての自己評価をしています。園としての自己評価は園長と担当者が合議し、とり纏めています。第三者評価の結果は園長が分析し、職員会議の議題としています。
- ・職員会議で第三者評価結果の分析した内容について話合い、課題を明確にし記録しています。職員会議で話合いをすることにより、課題の共有化が図られています。職員参画のもとで改善実施は個々には進められていますが、全体的な実施計画は策定されておらず見直しも実施されていません。 <コメント・提言>
- ・第三者評価結果について職員参加のもとで、改善策や改善実施計画などを協議・記録して、園全体の課題として取り組むことが望まれます。

	平価項目	実施の 可否
	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	0
Ī	② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	•

評価分類

(5)経営環境の変化等に適切に対応している。

- ・園長は「園長・校長連絡会」に、また園長・担当職員は高津区内の幼保小連携の会合に出席し、社会福祉事業全体の動向・保育事業の動向などを把握しています。 なお、園長・担当職員は高津区内の幼保小連携の会合に出席し、区役所より利用者数、利用者像などの情報を取得するとともに、保育に関するニーズ等も把握しています。把握した情報やデータは中・長期計画や事業計画に反映させています。
- ・サービスのコスト分析は、園からの状況報告により、設置法人が行っています。設置法人の経営分析による改善策は、全社的な経費削減活動として取り組んでいます。設置法人からの経費削減の取組みでは、エコ対策として不必要時の電気の消灯の徹底を職員全員で取り組んでいます。

評估	西項目	実施の 可否
1	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	0
2	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	0

く組織マネジメントに関する項目>

共通評価領域

6 地域との交流・連携

〈特に良いと思われる点〉

・設置法人のホームページや高津区のホームページで園の概況や保育の状況を写真を使って、分かりやすく紹介しています。また、自治会への加入・外壁への看板設置が設置法人方針で出来ない中で、イベントの開催時には近隣のコンビニ、八百屋、近隣の保育園や中学校にポスターの掲示をお願いしたり、卒園児・退園児にも参加をしてもらい、地域に園の存在を知らせています。

評価分類

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Α

- ・設置法人のホームページや高津区のホームページで園が紹介されています。また、イベントの開催時には近隣のコンビニ・八百屋、近隣の保育園や中学校にポスターの掲示をお願いして参加を呼びかけ、地域に園の存在を知らせています。
- ・ 園の内覧会時には育児相談を行っています。
- 「ボランティア受入れマニュアル」があり、受入れの基本姿勢は明確になっています。マニュアルにはボランティア受入れ時の事前説明や守秘義務等の誓約書の提出等が記載され、24年度は川崎市のボラナビに登録し、ボランティアの受け入れをしています。

〈コメント・提言〉

・育児相談などに、地域の参加を呼びかけることを期待します。

評估	西項目	実施の 可否
1	地域社会に対して、開かれた組織となるよう、事業所に関する情報を開示している。	0
2	事業者が有する機能を地域に提供している。	0
3	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	0

評価分類

(2)地域の福祉向上のための取組を行っている。

- 高津区の幼保小連携会議に園長と年長児担当職員が参加しています。また感染症等がある場合には 嘱託医に助言と情報提供を依頼し連携をとっています。
- ・高津区の幼保小連携会議の活動として小学生との交流会があり、参加しています。
- ・近隣の保育園との間で年長児の交流を頻繁に行っており小学校に入学する際の友だち作りにもなっています。また、川崎市主催の「保育まつり」に参加し、次期1年生間の交流を行っています。

評値	西項目	実施の 可否
1	関係機関・団体との定期的な連絡会等に参画している。	0
2	地域の関係機関・団体の共通の課題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	0
3	地域の福祉ニーズを把握するため事業・活動に参加している。	0

< 組織マネジメントに関する項目>

共涌評価領域

7 職員の資質の向上の促進

〈特に良いと思われる点〉

• 25年度より園内研修が実施されていますが、職員が自由に決めたテーマについて職員同士が話合いを 行う研鑚の場となっています。また、その成果を年度末に系列園が集まり、各園ごとに発表することに なっており、他園の状況も知ることができ相互啓発が期待されます。

園長は計画された研修に職員が参加できように配慮し、職員の資質向上を積極的に支援しています。

評価分類

(1)事業者が目指しているサービスを実現するための人材構成となるよう取り組ん でいる。

- ・人員配置の際は、園長と設置法人との話し合いのもとで確定し、職員の補充が必要な場合は、園長が設置法人の採用担当に要請することにより補充がされます。
- ・栄養士が配置されていますが看護師については当園には在籍していません。必要時にはエリア担当 の看護師に随時相談指導や職員研修を受けられる体制になっています。
- 「保育園業務マニュアル」で遵守すべき法令・倫理について定めており、職員は理解しています。 園長は園長会議でのコンプライアンスに関する会議報告を職員会議で伝え、法令・倫理の遵守を徹 底しています。
- ・ 職員は年3回自己査定を行い、その結果をもとに園長・エリアマネジャーと面接し査定を受けます。 その結果で賃金・昇進・昇格が決定しますが、査定結果は園長・エリアマネジャーより本人にフィードバックされています。
- ・設置法人の「実習生受け入れガイドライン」に基づき、事前説明、オリエンテーション、学校との 覚書の取り交わしを行っています。実習は学校の要請に合わせ、実習時間に対応したプログラムで 行っています。

評価	西項目	実施の 可否
1	必要な人材や人員体制に関する具体的な考え方が確立している。	0
2	具体的なプランに基づく人材の確保に取り組んでいる。	0
3	遵守すべき法令・規範・倫理等を正しく理解するための取組を行っている。	0
4	職員の育成・評価・報酬(賃金、昇進・昇格など)が連動した人材マネジメント を行っている。	0
⑤	実習生の受入れと育成が積極的に行われている。	0

≡业4	ďТ		

(2) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Α

- ・設置法人の「保育士人材育成ビジョン」「保育士の求められる役割・能力」で階層別に職員に求め られる知識・専門性が明示されています。
- ・設置法人が行う職員研修には、階層別研修と自由選択研修があり、園長は職員が必要な研修を受講するように指導しています。階層別研修は保育の経験年数や役職により、研修内容が決められています。園長は計画された研修に職員が参加できように配慮しています。
- ・階層別研修、自由選択研修を受講した職員はレポートを提出しています。職員が自由に閲覧ができるようにしています。必要に応じて職員会議の中で、研修内容を報告する機会があります。また、25年度より園内研修が実施され、年度末に系列園が集まり、成果を各園ごとに発表することになっています。

自由選択研修を受けた職員は査定の時に、意欲を評価されます。研修結果は半期毎に評価・反省が行われ、園長のアドバイスのもと次期の研修計画に反映しています。研修内容やカリキュラムの見直しは毎年、設置法人で行われています。

評価項目		
1	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	0
2	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	0
3	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	0

評価分類

(3) 職員の就業状況に配慮がなされている。

- 園長は職員の休暇は半月毎、時間外労働と有給休暇の消化率は1か月毎に確認しています。園長は確認した内容を設置法人に報告する仕組みになっており、園長は職員の配置や増員について設置法人と検討し必要に応じて申請をしています。
 - 園長は職員との個別面談を年2回定期的に行い、相談を受ける場となっています。職員は年に一度 メンタルヘルスチェックを受け、自分の分析助言を確認することができます。また、希望すれば、 産業医やケア専門職に相談が出来る体制にあります。
- 産業医やケア専門職に相談が出来る体制にあります。
 ・設置法人は福利厚生として、社員寮、フィトネスクラブの補助、ディズニーランド、保養所の利用補助や懇親会の補助等を行っています。職員の悩み相談窓口は、園長またはエリアマネジャーが担当し、随時対応する体制としています。

評值	西項目	実施の 可否
1	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	0
2	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	0

認可保育所 家族アンケート

対象事業所:アスク高津保育園

●アンケート送付数(対象者数)(30)名

●回収率 33% (10)名

サービスの提供

	利用者調查項目	はい	いいえ	どちらとも いえない	無回答
1	子どもが生活する保育室は、落ち着いてすご せる雰囲気に整えられていますか。	60%	10%	30%	0%
'		(6名)	(1名)	(3名)	(0名)
2	保育中の発熱や体調不良、ケガなどの対応、	70%	10%	20%	0%
_	保護者への連絡等は適切ですか。	(7名)	(1名)	(2名)	(0名)
3	食事・おやつなどのメニューは、子どもの状態に配慮された工夫がありますか。	100%	0%	0%	0%
3		(10名)	(0名)	(0名)	(0名)
4	日々の保育の様子が情報提供されており、保	80%	10%	10%	0%
4	育について職員と話をすることができます	(8名)	(1名)	(1名)	(0名)
5	季節や自然、近隣とのかかわりが保育の中に	80%	10%	10%	0%
	感じられますか。	(8名)	(1名)	(1名)	(0名)
6	各種安全対策に取り組まれていますか。	80%	0%	20%	0%
		(8名)	(2名)	(2名)	(0名)

利用者個人の尊重

7	お子さんは保育所で大切にされていると思い	90%	10%	0%	0%
'	ますか。	(9名)	(1名)	(0名)	(0名)
0	職員はあなたやあなたの子どものプライバ	80%	20%	0%	0%
^	シー(秘密)を守っていますか。	(8名)	(2名)	(0名)	(0名)

相談・苦情への対応

9	保護者が子育てで大切にされていること等に	100%	0%	0%	0%
	ついて、職員は話を聞く姿勢がありますか。	(10名)	(0名)	(0名)	(0名)
10	要望や不満があったとき、第三者委員(保育所外の苦情 10 解決相談員)などに相談できることを知っていますか。	80%	20%	0%	0%
		(8名)	(2名)	(0名)	(0名)
11	保育所は、要望や不満などに、きちんと対応	100%	0%	0%	0%
' '	していますか。	(10名)	(0名)	(0名)	(0名)

周辺地域との関係

周辺地域、関係機関と園との関係は、良好で	90%	10%	0%	0%
12 あると思いますか。	(9名)	(1名)	(0名)	(0名)

利用前の対応 【過去1年以内に利用を開始され、利用前に説明を受けた方に】

入園に際し保育所から受けたサービス内容や利用	80%	20%	0%	
13 方法の説明は、わかりやすかったですか。	(4名)	(1名)	(0名)	

平成25年度 第三者評価事業者コメント

(アスク高津保育園)

【受審の動機】

運営理念である、「利用者に本当に求められるサービスを提供する」ことが確実に利用者に届いているのか、また職員一人ひとりが自身の保育を見直し、より質の高い保育サービスを提供するためにどうすれば良いのか、を考えることができる良い機会だと考え、今年度も受審いたしました。第三者の公正で信頼性のある機関に専門的に評価していただくことにより、より良い保育園にしていくための課題を見つけ、改善していくことができると考えています。

評価機関の選定につきましては、開園当初より同じ評価機関に依頼し一貫した調査を 受けることで、結果の比較がしやすく、また運営方針等も十分にご理解いただけた上で調 査を実施していただけると考えました。

【受審した結果】

第三者評価を受審し、職員一人ひとりが自身の保育を見直すことができました。また、 昨年度の課題に対して改善した結果を評価していただくと同時に今後の課題を見つけるこ とができました。

昨年度の課題として「全職員が理念・基本方針の理解を深め、日常の保育につなげていくこと」とありましたが、今年度は園長が理念・基本方針の再確認のため全職員との話し合いの場を作り、理解を深めている点を評価していただきました。また、同じく課題であった「中長期計画の策定とそれに伴う事業計画の策定」に関しても園長、職員が出席している高津区内の幼保小連携の会合で把握した情報やデータを反映した中・長期計画と事業計画を策定している点を評価していただき、昨年度の課題は改善できたと考えております。

今後の課題としては、「第三者委員の早期設置」「事業計画推進体制の充実」が挙げられました。第三者委員の設置に関しては、すでに設置し、保護者の皆様に周知しております。また、事業計画に関しては、それに基づいて目標を立て、種々の改善がなされている点を評価していただきましたが、活動実施、実施状況の把握をすることで、推進体制を充実させていきたいと考えております。

また「手作りおもちゃや遊びの環境整備に力を注いだ成果が出ている」という前年度の優れている点が今年度も継続されているという評価結果となりました。今後も、小さな保育園ですが、それを生かした玩具・配置等を整え、子どもたちが伸び伸びと生活できる環境を作っていくよう努めてまいります。

最後に今回の受審にあたって、ご利用者調査にご協力いただいた在園児の保護者の皆様、 ご尽力頂いた評価機関の皆様に心より感謝申し上げます。